

議案第14号

木津川市営住宅管理条例の一部改正について

木津川市営住宅管理条例（平成19年木津川市条例第184号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）」が、令和6年4月1日から施行され、引用する条項が改正されるに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

木津川市営住宅管理条例（平成１９年木津川市条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（入居者の資格） 第６条 （略） ２ 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （１）～（７） （略） （８） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア （略）	（入居者の資格） 第６条 （略） ２ 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （１）～（７） （略） （８） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア （略）

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの （9）・（10）（略） 3 （略）	イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの （9）・（10）（略） 3 （略）
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。